

平成 26 年 4 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社京王ズホールディングス
代表者名 代表取締役社長 横江 実
(コード：3731、東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 湯瀬 昭宏
(TEL 022-722-0333)

株式会社光通信による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 26 年 4 月 7 日付の当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、株式会社光通信（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明すること、また、公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 公開買付者の概要（平成 26 年 4 月 7 日現在）

(1) 名 称	株式会社光通信
(2) 所 在 地	東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 玉村 剛史
(4) 事 業 内 容	移動体通信事業、OA 機器販売事業、固定回線取次事業、法人向け携帯電話販売事業、インターネット関連事業、保険代理店事業、ビジネスソリューション事業、他
(5) 資 本 金	54,259 百万円（平成 25 年 12 月 31 日現在）
(6) 設 立 年 月 日	昭和 63 年 2 月 5 日
(7) 大株主及び持株比率(注 1)	有限会社光パワー 41.25% 重田 康光 10.36% 株式会社光通信 4.11%
(8) 公開買付者と当社の関係	
資 本 関 係	公開買付者は、当社の普通株式 1,262,000 株（所有割合：22.96%）を保有しております。（注 2）
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	当社は、当社の移動体通信事業において、公開買付者の子会社であるテレコムサービス株式会社と当社の子会社である株式会社京王ズコミュニケーションとの間において、販売受託等を行っております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社のその他の関係会社であり、当社の関連当事者に該当します。

- (注1) 公開買付者が平成25年11月11日付で提出した第27期第2四半期報告書に記載された大株主の状況を参考としております。
- (注2) 所有割合は、当社が平成26年1月31日付で提出した第21期有価証券報告書に記載された平成25年10月31日現在の発行済株式総数(5,614,600株)から同有価証券報告書に記載された平成25年10月31日現在の当社の保有する自己株式数(118,500株)を控除した数(5,496,100株)に占める割合を記載しております。

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき、555円

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

(2) 意見の根拠及び理由

①本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、OA機器、電話機等の販売及びリースを主たる目的として昭和63年2月に設立された会社であり、本日現在、当社の普通株式を1,262,000株(所有割合にして22.96%(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において同様とします。))所有しております。

公開買付者は、下記「②公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、平成26年4月7日、同日開催の公開買付者取締役会にて、当社のガバナンス体制・コンプライアンス体制を主とする経営の健全化(以下「経営健全化」といいます。)並びに公開買付者の子会社及び関連会社からなる企業集団(以下「公開買付者グループ」といいます。)と当社及びその子会社(以下「当社グループ」といいます。)の取引関係の強化等を通じた当社の企業価値の向上を実現するためには、当社を公開買付者の連結子会社化することが最善の方策であると判断し、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

公開買付者は、本公開買付けによって当社株式の上場廃止は企図していないものの、応募を希望する全ての株主の皆様に株式売却の機会を確保するため、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は設定していないとのことです。また、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限も設定していないとのことであり、本公開買付けにおいては応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

なお、公開買付者は、当社普通株式850,500株を所有する佐々木英輔氏(以下「佐々木氏」といいます。)、及び当社普通株式695,500株を所有する、佐々木氏が代表取締役を務める株式会社E・Sワン(以下「E・Sワン」といい、佐々木氏と併せて「本応募予定株主」と総称します。)との間で、平成26年3月26日付けで、本応募予定株主が所有する当社普通株式全てを応募する旨の公開買付けへの応募に関する契約書(以下

「本応募契約」といいます。)を締結しているとのことです。(なお、本応募契約の概要については、下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)

公開買付者は、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を555円としております。本公開買付価格は、公開買付者グループと当社グループとの取引関係の強化による事業上のシナジー効果を考慮したものであり、かつ、東京証券取引所マザーズ市場(以下「東証マザーズ」といいます。)における平成26年3月25日(公開買付者の平成26年3月26日付プレスリリース「株式会社京王ズホールディングス株式(証券コード 3731)に対する公開買付け(条件付き実施予定)および公開買付けへの応募に関する契約の締結に関するお知らせ」(以下「本応募契約締結プレスリリース」といいます。))の公表日の前営業日)の当社普通株式の終値(334円)に約66.17%のプレミアムを付した価格であるとのことです。

②公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程及び理由

公開買付者によれば、公開買付者は、昭和63年の設立以降、OA機器の販売やインフラの構築、インターネットサービスやモバイルメディアサービス、さらには携帯電話やオフィスサプライの販売まで、ユーザーの皆様が求める商品・サービスを「より早く」、「より安く」、そして「よりの確に」お届けする事業体制を構築してきたとのことです。公開買付者は、平成11年には東京証券取引所市場第一部に上場し、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しており、その中で、顧客、代理店、メーカーや通信キャリアを含む取引先、株主、従業員など、全てのステークホルダーから信頼される会社を目指して、組織体制の改善・適正な組織体制の維持に努めてきたとのことです。また、公開買付者は、当社との間では、公開買付者の平成18年9月21日付プレスリリース「株式会社京王ズとの業務提携に関する基本合意締結のお知らせ」で公表しておりますとおり、au及びボーダフォン(当時)携帯電話販売事業についての東北地域最大の販路網を確立することを目的として、業務提携を開始し、携帯電話販売事業及びコールセンター事業において取引関係を発展させてまいりました。その後、公開買付者は、公開買付者の平成20年1月10日付プレスリリース「株式会社京王ズホールディングスの第三者割当増資引受に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、資本関係を一層強化し、より強固な協力体制を構築することで、東北地域における更なるシェア拡大を目指すため、当社の第三者割当増資により当社株式6,500株を引受け(かかる増資により、かかる第三者割当直後の当社の発行済株式総数(36,418株)に占める公開買付者が所有する当社株式の数の割合は6.28%から23.01%となりました。)、現在まで取引関係を継続してまいりました。

一方、当社は、平成5年に仙台市に設立し、以降、東北地方を基盤として移動体通信店舗事業等を展開し、平成16年に東証マザーズに上場しました。その後、当社は、テレマーケティング事業、不動産賃貸事業等にも進出し、その事業範囲を拡大しております。しかし、平成23年8月には、当社の平成23年8月9日付プレスリリース「不適切な取引及び会計処理の全容判明に向けた第三者調査委員会の設置に関するお知らせ」

以下の一連のプレスリリースにより公表されておりますとおり、社外有識者によって組織された第三者調査委員会を設置して行った調査の結果、当社においては、多年に亘る不正な資金（総額約 6.4 億円）の社外流出や利益の過大計上等が発覚し、当社は、平成 24 年 1 月 18 日付で、東京証券取引所より、「取締役の監督機能や監査役の監視機能の不全に加え、会計組織の適切な整備・運用が行われていないなどの内部管理体制等の長期間に及ぶ著しい不備」があり「内部管理体制等について改善の必要性が高い」ことを理由として、特設注意市場銘柄への指定を受け、その後も当社の内部管理体制の改善は進まず、平成 25 年 4 月 30 日付で、東京証券取引所より「内部管理体制等が十分に改善されたとは確認できなかった」ことを理由として特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の決定が行われております。

このような当社の状況を改善するべく、公開買付者は、平成 23 年 12 月には、新たな経営体制を構築し当社の経営健全化を図ることを目的として、当社の第 19 回定時株主総会における取締役及び監査役の選任に係る株主提案を行ったものの、当社の当該株主総会では会社提案が承認されました。また、平成 24 年 11 月にも当社の第 20 回定時株主総会における取締役の選任に係る株主提案を行い、当社の経営健全化に向けた働きかけを継続してまいりました。また、公開買付者は、当社に対する株主としての影響力を高めるため、平成 25 年 11 月 15 日以降平成 26 年 3 月 3 日まで、当社株式の市場での取得を継続し、当社株式合計 424,000 株（所有割合 7.71%）を取得しており、平成 26 年 1 月 30 日時点で当社を公開買付者の関連会社としております。

また、公開買付者グループと当社グループの間では、携帯電話等の移動体通信機器の販売に関して、公開買付者子会社を一次代理店、当社子会社を二次代理店とする代理店契約に基づく取引が行われておりますが、当該取引における取引条件に関しては、平成 22 年 6 月 30 日に公開買付者及び当社の間の平成 18 年 11 月 1 日付業務提携に関する合意書が終了して以降、他の二次代理店と同様の取引条件とすることを求める公開買付者と、他の二次代理店より優遇した取引条件を求める当社の間で交渉が継続しておりました。このような状況下において、当社の取締役会は、平成 26 年 2 月 28 日、当社の同日付プレスリリース「株式会社ノジマとの業務資本提携及び第三者割当により発行される株式の募集並びに親会社、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、株式会社ノジマ（以下「ノジマ」といいます。）に対し、当社有価証券報告書に記載された平成 25 年 10 月 31 日現在の発行済株式総数（5,614,600 株）をも超える 6,104,700 株の第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決議しました。

これに対し、公開買付者は、公開買付者の平成 26 年 3 月 10 日付プレスリリース「公開買付者による株式会社京王ズボホールディングス株式発行差止仮処分命令申立てに関するお知らせ」のとおり、本第三者割当増資は、必要性・合理性なく、現経営陣の保身を目的として決定されたものであり、当社の既存株主においてその所有割合が半分以下に希薄化され、既存株主の利益を著しく害する行為であるとともに、当社の企業価値をも大きく毀損するおそれがある、株主意思に反した著しく不公正な募集株式の発行であると判断したとのことであり、同月 7 日付で、仙台地方裁判所に対し本第三者割当増資に関する差止仮処分命令の申立てを行いました。

本第三者割当増資の差止仮処分命令の申立ての検討にあたり、公開買付者は、平成 26

年3月上旬に本応募予定株主から連絡を受け、本第三者割当増資の差止めに関し協力するべく協議を行ってきたとのことです。かかる協議の中で、初期的段階において公開買付者と本応募予定株主は、本応募予定株主が所有する当社普通株式を公開買付者が取得し、当社を公開買付者の連結子会社とするという方針について、共通の認識を有するに至り、公開買付者は、本応募予定株主との協議・交渉の状況及び本応募契約を早期に締結したいという本応募予定株主の意向も踏まえ、同月26日付の本応募契約締結プレスリリースにて公表しておりますとおり、同日、(i)本第三者割当増資に関する差止仮処分命令申立て事件において、本第三者割当増資を仮に差し止める旨の決定が確定したこと、(ii)本第三者割当増資の払込期日（平成26年3月31日または当社が別に定める日）にノジマから払込みがなされなかったこと、または(iii)その他本第三者割当増資が実施されないことが確実にになったことのいずれかの条件を充足することを条件として本公開買付けを実施することを決定するとともに、同日付で本応募予定株主との間で本応募契約を締結したとのことです。

また、公開買付者の平成26年3月26日付プレスリリース「公開買付者による株式会社京王ズホールディングス株式発行差止仮処分命令申立てに対する却下決定及びこれに対する即時抗告に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、仙台地方裁判所は、同日、公開買付者が行った本第三者割当増資に関する差止仮処分命令の申立てについて却下決定を行い、これに対し、公開買付者は、同日、仙台高等裁判所に即時抗告を行いました。

そのような状況の中、公開買付者は、当社との間で協議を行い、当社が本第三者割当増資によって求めていた当社のニーズ（多額の資金調達と移動体通信店舗事業の安定化）を満たす内容にて、公開買付者との間で合意を見ることができたことから、公開買付者の同月28日付プレスリリース「公開買付者による株式会社京王ズホールディングス株式発行差止仮処分命令申立てに関する和解成立のお知らせ」で公表しておりますとおり、同日付で当社との間で、和解が成立しました（なお、和解条項については、下記「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。）。

そして、当社の同日付プレスリリース「株式会社ノジマとの業務資本提携の中止及び第三者割当による新株式発行の中止等並びに株主による新株式発行の差止め仮処分の申立ての取下げによる和解に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、当社が、同日開催の取締役会において本第三者割当増資を中止することを決議したことにより、公開買付者は、公開買付者が本応募契約締結プレスリリースで公表していた本公開買付けを実施することの条件のうち「(iii)その他本第三者割当増資が実施されないことが確実にになったこと」の条件が成就したものと判断し、平成26年4月7日、同日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を最終的に決定したとのことです。

③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、平成26年2月28日付「株式会社ノジマとの業務資本提携及び第三者割当により発行される株式の募集並びに親会社、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、ノジマとの間で、当社とノジマが業務提携を行うこと及び平成26年3月31日を払込期日とする第三者割当に

による新株式発行(以下「本新株式発行」といいます。)による本新株式の全部をノジマが引き受ける資本提携(以下「本提携」といいます。)等を定めた業務資本提携契約書兼株式総数引受契約書(以下「本提携契約」といいます。)を締結しました。

しかしながら、ノジマは、平成 26 年 3 月 10 日付で「(開示事項の経過) 株式会社京王ズホールディングスとの業務資本提携及び第三者割当増資引受(子会社化)に関するお知らせ」を開示し、本提携契約に定める払込日である平成 26 年 3 月 31 日(以下「本払込日」といいます。)に払込みを行わないことを決定した旨を公表し、その後、当社はノジマに対して本提携契約の履行を求めましたが、ノジマから、上記の払込を行わない旨の決定を撤回する旨の回答が得られない状況が継続する中、本払込日の前営業日である平成 26 年 3 月 28 日にノジマに対して最終の意思確認を行ったところ、本払込日における払込みを行う意思はないとの回答を得たことから、同日取締役会決議を経て、本提携契約を解除いたしました。

他方で、本新株式発行に対しては、平成 26 年 3 月 10 日付「株主による新株式発行の差止め仮処分申立てに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、平成 26 年 3 月 7 日付で当社の株主である公開買付者より新株式発行の差止めの仮処分を求める申立て(以下「本申立て」といいます。)が仙台地方裁判所に対して行われておりました。本申立てに関しては、平成 26 年 3 月 26 日付「株主による新株式発行の差止め仮処分の申立ての却下決定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、平成 26 年 3 月 26 日付で仙台地方裁判所より本申立てを却下する決定がなされましたが、公開買付者は、同日付で、同決定に対して仙台高等裁判所に対して即時抗告を行っておりました。

当社においては、多額の資金調達必要性と当社の主要事業である移動体通信店舗事業の安定化のために不可欠であると判断し、ノジマに対する本新株式発行を含む本提携を決定しましたが、上記のとおり、ノジマが本提携契約の一方的な不履行を宣言したことによって、これらの当社の目的が達せられなくなる可能性が極めて高まっている状況にありました。

このような状況の中、当社は、公開買付者との間で協議を行い、当社が本新株式発行を含む本提携によって求めていた当社のニーズ(多額の資金調達と移動体通信店舗事業の安定化)を満たす内容にて、公開買付者との間で合意を見ることができ、当社が必要とする資金調達への協力が得られること、当社の経営方針を尊重し、当社の主力事業である移動体通信店舗事業において支援を受け、公開買付者から取締役を受け入れることにより当社内部管理体制を再構築し、また、相互の人材交流、人材育成ノウハウ、店舗運営ノウハウの共有等の施策を実施することにより事業の安定化を図ることができると判断したことから、平成 26 年 3 月 28 日、当社と公開買付者は、仙台高等裁判所において係属中の抗告審において、大要、以下の和解条項(以下「本和解条項」といいます。)のとおり、和解いたしました。

1. 当社は、本新株式発行に係る平成 26 年 2 月 28 日付取締役会決議を撤回し、本株式発行を行わない。
2. 公開買付者は、本申立てを取り下げる。
3. 公開買付者は、公開買付者またはその子会社をして、当社に対する 21 億円の融資枠を設定する等して、当社の資金調達に協力する。

4. 当社は、公開買付者が公開買付けを行う場合、これに賛同する。
5. 当社は、公開買付者による公開買付けが成立し、総議決権の過半数を保有した場合には、当社現取締役3名を辞任させ、公開買付者が指名する新たな取締役3名の選任を目的とする臨時株主総会（以下「本臨時総会」といいます。）を招集する旨の取締役会決議を行い、本臨時総会を可能な限り速やかに開催する。
6. 公開買付者が当社の総議決権の過半数を保有した場合には、平成22年6月30日に終了した公開買付者及び当社の間の平成18年11月1日付業務提携に関する合意書が有効であった時点と同等の、携帯電話等の移動体通信機器の販売等に関する受取手数料の引き下げを行わない取引条件に戻す。
7. 公開買付者は、当社の従業員の雇用条件及び人事制度において、本件和解成立の日から1年間は維持する。
8. 公開買付者が当社の総議決権の過半数を保有した場合でも、当面の間は、当社のプロパーの役職員からも取締役を選任する。
9. 当社及び当社子会社のauショップに関する事業及びテレマーケティング事業については、独自性及び既存の方針を尊重し、当面の間は公開買付者グループとの統合は行わない。

当社といたしましては、本和解条項は、ノジマが本提携契約の不履行を宣言し、払込日が目前に迫った中で、本提携契約によって満たそうとしていた当社のニーズを満たすものであり、また、本公開買付けの内容についても、公開買付価格として当社の市場株価に対してプレミアムを付していること等から、和解をすることは合理的であると判断いたしました。

上記の理由により、当社は、平成26年3月28日付「株式会社ノジマとの業務資本提携の中止及び第三者割当による新株式発行の中止等並びに株主による新株式発行の差止め仮処分申立ての取下げによる和解に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、公開買付者が行う予定の公開買付けに対し、公表している内容から大幅な変更がない限り、当社は、本和解条項に基づき賛同する予定という意を示しておりましたが、本公開買付けの内容が予定と大幅な変更がなかったことから、全ての役員が出席した本取締役会において、出席者全員の賛同により、正式に本公開買付けに賛同する旨の決議をいたしました。

また、本公開買付価格については、公開買付者によれば、本公開買付けの主たる目的が、本応募予定株主から本応募予定株主が所有する当社普通株式全てを取得することにより当社を公開買付者の連結子会社とすることであることに鑑み、公開買付者と本応募予定株主との間で協議・交渉を行った結果、両社が合意できる価格をもって本公開買付価格とする方針を採用し、公開買付者グループと当社グループの取引関係の強化によって生じるシナジー効果等による当社の業績向上への期待、当社普通株式の過去6ヶ月間の市場株価の動向も総合的に勘案のうえ、本応募予定株主との間で協議・交渉を行い、平成26年3月26日に本公開買付価格を555円とすることに決定したとのものであり、当社の株主の皆様の不利益にはならないものと考えてはおりますが、他方で、当社は第三者算定機関から当社株式価値の算定書を取得しておらず、本公開買付価格が当社の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて当社が独自に客観的な

検証を行っていないことから、価格の妥当性についての判断は留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することも併せて決議いたしました。

(3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けにあたり、第三者算定機関から算定書を取得しておりません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社株式は、本日現在、東証マザーズに上場しております。公開買付者によれば、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図したものではなく、原則として当社株式の上場を維持する方針とのことです。ただし、公開買付者は、全ての株主の皆様に対して株式の売却の機会を確保するため、買付予定数の上限を設定していないことから、本公開買付けの結果次第では、当社株式は、東京証券取引所における有価証券上場規程第 603 条に規定される以下の①から④までの東証マザーズの上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

- ① 上場会社の事業年度の末日における株主数が 400 人未満である場合において、1 年以内に 400 人以上とならないとき
- ② 上場会社の事業年度の末日における流通株式の数（役員、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の 10%以上の株式を所有する株主等を除く株主が所有する株式の数をいいます。以下同じ。）が 2,000 単位未満である場合において、1 年以内に 2,000 単位以上とならないとき
- ③ 上場会社の事業年度の末日における流通株式時価総額（事業年度の末日における買立会における最終価格に、事業年度の末日における流通株式の数を乗じて得た額をいいます。）が 5 億円未満である場合において、1 年以内に 5 億円以上とならないとき
- ④ 上場会社の事業年度の末日における流通株式の数が上場株券等の数の 5 %未満である場合において、有価証券報告書の提出日または金融商品取引法第 24 条 1 項に定める期間の末日までに東京証券取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出しないとき

公開買付者によれば、本公開買付けの結果、当社株式が上記のような上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、公開買付者は当社との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための対応について誠実に協議し、当社株式の上場維持に向けた方策を実行するとのことであり、当社も同様の意向です。なお、公開買付者によれば、上記方策の具体的な内容や諸条件につき、現在具体的に決定している事項はないとのことです。

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は、買付予定数の上限を設定することなく、公開買付者において所有割合にして過半数の当社普通株式を所有することを企図して本公開買付けを実施しますが、公開買付者において当社普通株式全てを取得すること、または当社普

通株式の上場廃止は企図していないとのことです。

したがって、本公開買付けの結果、公開買付者において所有割合にして過半数の当社普通株式を所有することとなった場合には、原則として当社普通株式の追加取得を行う予定はないとのことです。

また、公開買付者によれば、本公開買付けの結果、公開買付者において所有割合にして過半数の当社普通株式を所有することができなかった場合には、本公開買付け後に当社の株式を追加取得するか否かは、現時点では未定であり、本公開買付けの結果等を踏まえて、改めて検討する予定とのことです。

4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は、本応募予定株主との間で、平成 26 年 3 月 26 日付で本応募契約を締結したとのことです。本応募契約において、公開買付者は、本応募予定株主との間で、本応募予定株主は本公開買付けの開始後 1 週間以内に本応募予定株主が所有する当社普通株式全てを本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨を合意しているとのことです。なお、本応募契約では、公開買付者による本公開買付けの実施以外に本公開買付けへの応募に関する前提条件は定められていないとのことです。

なお、本応募予定株主によれば、本応募予定株主が所有する当社普通株式のうち、佐々木氏が所有する当社普通株式 850,500 株については、佐々木氏と日本証券金融株式会社（当時的大阪証券金融株式会社）の間の顧客貸付契約に基づく質権（以下「本質権」といいます。）が設定されており、本質権が解除されるまでは、本公開買付けに応募できない状況にあるとのことです。本応募契約において本応募予定株主が所有する当社普通株式に担保権が付されている場合には担保権を抹消することが義務付けられており、佐々木氏は、本公開買付けが開始された場合、本質権に係る被担保債務を弁済することにより本質権を解除し、本公開買付けに応募する予定とのことです。

また、当社は、平成 26 年 3 月 13 日付「特別損失の計上に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、E・S ワン所有の当社普通株式に対する質権設定手続をすすめる必要があり、その法的措置の一環として、E・S ワンが保有する当社普通株式について、処分禁止の仮処分命令を申立て、仮処分決定を得ておりますことから、この仮処分決定が存在する状況では、E・S ワンは本公開買付けに応募できない状況にあります。この仮処分申立及び決定については、時期的に、当社と公開買付者との協議に入る前であり、また、公開買付者及び本応募予定株主は本応募契約を締結する際には決定の事実を認識していなかったとのことです。当社の方針といたしましては、本公開買付けに賛同するという方針に伴い、本応募予定株主と協議を行い、当該仮処分命令申立ての取下げに向けすすめていきたいと考えており、対応を実施した際には、必要事項について速やかに開示いたします。

5. 公開買付者またはその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はございません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はございません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はございません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はございません。

9. 今後の見通し

本公開買付け後の方針については、「3.（2）意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」、「3.（4）上場廃止となる見込み及びその理由」及び、「3.（5）いわゆる二段階買収に関する事項」をご参照ください。また、本公開買付けが当社の業績に与える影響については、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

10. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、支配株主との取引等には該当いたしません。

（参考）買付け等の概要（別添）

公開買付者が本日公表した添付資料（「株式会社京王ズホールディングス株式（証券コード：3731）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）をご参照下さい。

以上

平成 26 年 4 月 7 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 光 通 信
代表者の役職氏名	代表取締役社長 玉村 剛 史 (コード番号：9435 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先	広 報 ・ I R 課
T E L	0 3 - 5 9 5 1 - 3 7 1 8

株式会社京王ズホールディングス株式（証券コード：3731）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社光通信（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成26年4月7日開催の当社の取締役会において、以下の通り、株式会社京王ズホールディングス（本社：宮城県仙台市、代表取締役：横江実、東証マザーズ 3731 以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

（1）本公開買付けの概要

当社は、OA 機器、電話機等の販売及びリースを主たる目的として昭和 63 年 2 月に設立された会社であり、本日現在、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を 1,262,000 株（所有割合（注）にして 22.96%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において同様とします。））所有しております。

（注）所有割合は、対象者が平成 26 年 1 月 31 日付で提出した第 21 期有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された平成 25 年 10 月 31 日現在の発行済株式総数（5,614,600 株）から同有価証券報告書に記載された平成 25 年 10 月 31 日現在の対象者の所有する自己株式数（118,500 株）を控除した数（5,496,100 株）に占める割合をいいます。以下同じとします。

当社は、下記「（2）本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「ア．本公開買付けの目的及び背景」に記載のとおり、平成 26 年 4 月 7 日、同日開催の当社取締役会にて、対象者のガバナンス体制・コンプライアンス体制を主とする経営の健全化（以下「経営健全化」といいます。）並びに当社の子会社及び関連会社からなる企業集団（以下「光通信グループ」といいます。）と対象者及びその子会社（以下「対象者グループ」といいます。）の取引関係の強化等を通じた対象者の企業価値の向上を実現するためには、対象者を当社の連結子会社化することが最善の方策であると判断し、本公開買付けを実施することを決定しました。

当社は、本公開買付けによって対象者株式の上場廃止は企図していないものの、応募を希望する全ての株主の皆様は株式売却の機会を確保するため、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は設定しておりません。また、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限も設定しておりませんので、本公開買付けにおいては応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、当社は、対象者の筆頭株主である佐々木英輔氏（対象者の元代表取締役社長。以下「佐々木氏」といいます。）及び佐々木氏が代表取締役を務める株式会社 E・S ワン（以下「ES ワン」といい、佐々木氏と併せて「本応募予定株主」と総称します。）との間で、平成 26 年 3 月 26 日付で佐々木氏が所有する対象者株式 850,500 株（所有割合 15.47%）及び ES ワンが所有する対象者株式 695,500 株（所有割合 12.65%）の合計 1,546,000 株（所有割合 28.13%。以下「本応募予定株式」といいます。）全てを応募する旨の公開買付けへの応募に関する契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。なお、本応募予定株主によれば、本応募予定株式のうち、佐々木氏が所有する対象者株式 850,500 株については、佐々木氏と日本証券金融株式会社（当時の大阪証券金融株式会社）の間の顧客貸付契約に基づく質権（以下「本質権」といいます。）が設定されており、本質権が解除されるまでは、本公開買付けに応募できない状況にあるとのことですが、本応募契約において本応募予定株主が所有する対象者株式に担保権が付されている場合には担保権を抹消することが義務付けられており、佐々木氏は、本公開買付けが開始された場合、本質権に係る被担保債務を弁済することにより本質権を解除し、本公開買付けに応募する予定とのこととす。

また、対象者公表の平成 26 年 4 月 7 日付「株式会社光通信による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、対象者の平成 26 年 3 月 13 日付「特別損失の計上に関するお知らせ」で公表しているとおり、ES ワン所有の対象者株式に対する質権設定手続をすすめる必要があり、その法的措置の一環として、ES ワンが所有する対象者株式について、平成 26 年 3 月 13 日付で処分禁止の仮処分命令を申立て、同月 25 日付でかかる仮処分決定を得ていることから、当該仮処分決定が存在する状況では、ES ワンは本公開買付けに応募できない状況にあるということです。対象者プレスリリースによれば、対象者の方針としては、本公開買付けに賛同するという方針に伴い、本応募予定株主と協議を行い、当該仮処分命令申立ての取下げに向けすすめていきたいと考えており、対応を実施した際には、必要事項について速やかに開示する予定とのことです。本応募契約の概要については、下記「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

当社は、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を 555 円としております。本公開買付価格は、下記「(3) 公開買付者における本公開買付価格の決定過程」に記載のとおり、光通信グループと対象者グループとの取引関係の強化による事業上のシナジー効果を考慮したものであり、かつ、東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）における平成 26 年 3 月 25 日（当社の平成 26 年 3 月 26 日付プレスリリース「株式会社京王ズボホールディングス株式（証券コード 3731）に対する公開買付け（条件付き実施予定）および公開買付けへの応募に関する契約の締結に関するお知らせ」（以下「本応募契約締結プレスリリース」といいます。）の公表日の前営業日）の対象者株式の終値（334 円）に約 66.17%のプレミアムを付した価格であります。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社との間で協議を行い、対象者が本第三者割当増資（下記「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「ア 本公開買付けの目的及び背景」に定義します。以下同じです。）を含む株式会社ノジマ（以下「ノジマ」といいます。）との間の業務資本提携契約書兼株式総数引受契約書（以下「本提携契約」といいます。）によって求めている対象者のニーズ（多額の資金調達と移動体通信店舗事業の安定化）を満たす内容にて、当社との間で合意を見ることができ、対象者が必要とする資金調達への協力が得られること、対象者の経営方針を尊重し、対象者の主力事業である移動体通信店舗事業において支援を受け、当社から取締役を受け入れることにより対象者の内部管理体制を再構築し、また、相互の人材交流、人材育成ノウハウ、店舗運営ノウハウの共有等の施策を実施することにより事業の安定化を図ることができると判断したことから、本和解（下記「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「ア 本公開買付けの目的及び背景」に定義します。以下同じです。）により和解したとのことであり、対象者としては、本和解は、ノジマが本提携契約の不履行を宣言し、払込日が目前に迫った中で、本提携契約によって満たそうとしていた対象者のニーズを満たすものであり、また、本公開買付けの内容についても、公開買付価格として対象者の市場株価に対してプレミアムを付していること等から、和解をすることは合理的であると判断したとのことです。対象者プレスリリースによれば、対象者は、かかる理由により、対象者の平成 26 年 3 月 28 日付「株式会社ノジマとの業務資本提携の中止及び第三者割当による新株式発行の中止等並びに株主による新株式発行の差止め仮処分の申立ての取下げによる和解に関するお知らせ」で公表したとおり、当社が行う予定の公開買付けに対し、公表している内容から大幅な変更がない限り、対象者は、本和解に基づき賛同する予定という意を示しておりましたが、本公開買付けの内容が予定と大幅な変更がなかったことから、対象者の全ての役員が出席した平成 26 年 4 月 7 日付の対象者取締役会において、出席者全員の賛同により、正式に本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、本公開買付価格については、当社が、本公開買付けの主たる目的が、本応募予定株主から本応募予定株主が所有する対象者普通株式全てを取得することにより対象者を当社の連結子会社とすることであることに鑑み、当社と本応募予定株主との間で協議・交渉を行った結果、両社が合意できる価格をもって本公開買付価格とする方針を採用し、光通信グループと対象者グループの取引関係の強化によって生じるシナジー効果等による対象者の業績向上への期待、対象者普通株式の過去 6 ヶ月間の市場株価の動向等も総合的に勘案のうえ、本応募予定株主との間で協議・交渉を行い、平成 26 年 3 月 26 日に本公開買付価格を 555 円とすることに決定しており、対象者の株主の皆様の不利益にはならないものと考えてはいるものの、他方で、対象者は第三者算定機関から対象者株式価値の算定書を取得しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者が独自に客観的な検証を行っていないことから、価格の妥当性についての判断は留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することも併せて決議したとのことです。

（2）本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針

ア. 本公開買付けの目的及び背景

当社は、昭和 63 年の設立以降、OA 機器の販売やインフラの構築、インターネットサービスやモバイルメディアサービス、さらには携帯電話やオフィスサプライの販売まで、ユーザーの皆様が求める商品・サービスを「より早く」、「より安く」、そして「よりの確に」お届けする事業体制を構築してまいりました。当社は、平成 11 年には東京証券取引所市場第一部に上場し、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しております。その中で、顧客、代理店、メーカーや通信キャリアを含む取引先、株主、従業員など、全てのステークホルダーから信頼される会社を目指して、組織体制の改善・適正な組織体制の維持に努めてまいりました。また、当社は、対象者との間では、当社の平成 18 年 9 月 21 日付プレスリリース「株式会社京王ズとの業務提携に関する基本合意締結のお知らせ」で公表しておりますとおり、au 及びボーダフォン（当時）携帯電話販売事業についての東北地域最大の販路網を確立することを目的として、業務提携を開始し、携帯電話販売事業及びコールセンター事業において取引関係を発展させてまいりました。その後、当社は、当社の平成 20 年 1 月 10 日付プレスリリース「株式会社京王ズホールディングスの第三者割当増資引受に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、資本関係を一層強化し、より強固な協力体制を構築することで、東北地域における更なるシェア拡大を目指すため、対象者の第三者割当増資により対象者株式 6,500 株を引受け（かかる増資により、かかる第三者割当直後の対象者の発行済株式総数（36,418 株）に占める当社が所有する対象者株式の数の割合は 6.28%から 23.01%となりました。）、現在まで取引関係を継続してまいりました。

一方、対象者は、平成 5 年に仙台市において設立され、以降、東北地方を基盤として移動体通信店舗事業等を展開し、平成 16 年に東証マザーズに上場しました。その後、対象者は、テレマーケティング事業、不動産賃貸事業等にも進出し、その事業範囲を拡大しております。しかし、平成 23 年 8 月には、対象者の平成 23 年 8 月 9 日付プレスリリース「不適切な取引及び会計処理の全容判明に向けた第三者調査委員会の設置に関するお知らせ」以下の一連のプレスリリースにより公表されておりますとおり、社外有識者によって組織された第三者調査委員会を設置して行った調査の結果、対象者においては、多年に亘る不正な資金（総額約 6.4 億円）の社外流出や利益の過大計上等が発覚し、対象者は、平成 24 年 1 月 18 日付で、東京証券取引所より、「取締役の監督機能や監査役の監視機能の不全に加え、会計組織の適切な整備・運用が行われていないなどの内部管理体制等の長期間に及ぶ著しい不備」があり「内部管理体制等について改善の必要性が高い」ことを理由として、特設注意市場銘柄への指定を受け、その後も対象者の内部管理体制の改善は進まず、平成 25 年 4 月 30 日付で、東京証券取引所より「内部管理体制等が十分に改善されたとは確認できなかった」ことを理由として特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の決定が行われております。

このような対象者の状況を改善するべく、当社は、平成 23 年 12 月には、新たな経営体制を構築し対象者の経営健全化を図ることを目的として、対象者の第 19 回定時株主総会における取締役及び監査役の選任に係る株主提案を行ったものの、結果として対象者の当該株主総会では会社提案が承認されました。また、平成 24 年 11 月にも対象者の第 20 回定時株主総会における取締役の選任に係る株主提案を行い、対象者の経営健全化に向けた働きかけを継続してまいりました。また、当社は、対象者に対する株主としての影響力を高めるため、平成 25 年 11 月 15 日以降平成 26 年 3 月 3 日まで、対象者株式の市場での取得を継続し、対象者株式合計 424,000 株（所有割合 7.71%）を取得しており、平成 26 年 1 月 30 日時点で対象者を当社の関連会社としております。

光通信グループと対象者グループの間では、携帯電話等の移動体通信機器の販売に関して、当社子会社を一次代理店、対象者子会社を二次代理店とする代理店契約に基づく取引が行われておりますが、当該取引における取引条件に関しては、平成 22 年 6 月 30 日に当社及び対象者の間の平成 18 年 11 月 1 日付業務提携に関する合意書が終了して以降、他の二次代理店と同様の取引条件とすることを求める当社と、他の二次代理店より優遇した取引条件を求める対象者の間で交渉が継続しておりました。

このような状況下において、対象者の取締役会は、平成 26 年 2 月 28 日、対象者の同日付プレスリリース「株式会社ノジマとの業務資本提携及び第三者割当により発行される株式の募集並びに親会社、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にて公表されておりますとおり、ノジマに対し、対象者有価証券報告書に記載された平成 25 年 10 月 31 日現在の発行済株式総数（5,614,600 株）をも超える 6,104,700 株の第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決議しました。

これに対し、当社は、当社の平成 26 年 3 月 10 日付プレスリリース「当社による株式会社京王ズホールディングス株式発行差止仮処分命令申立てに関するお知らせ」のとおり、本第三者割当増資は、必要性・合理性なく、現経営陣の保身を目的として決定されたものであり、対象者の既存株主においてその

所有割合が半以下に希薄化され、既存株主の利益を著しく害する行為であるとともに、対象者の企業価値をも大きく毀損するおそれがある、株主意思に反した著しく不公正な募集株式の発行であると判断し、同月 7 日付で、仙台地方裁判所に対し本第三者割当増資に関する差止仮処分命令の申立てを行いました。

本第三者割当増資の差止仮処分命令の申立ての検討にあたり、当社は、平成 26 年 3 月上旬に本応募予定株主から連絡を受け、本第三者割当増資の差止めに関し協力するべく協議を行ってまいりました。かかる協議の中で、初期的段階において、当社と本応募予定株主は、本応募予定株主が所有する対象者株式を当社が取得し、対象者を当社の連結子会社とするという方針について、共通の認識を有するに至り、当社は、本応募予定株主との協議・交渉の状況及び本応募契約を早期に締結したいという本応募予定株主の意向も踏まえ、同月 26 日付の本応募契約締結プレスリリースにて公表しておりますとおり、同日、(i)本第三者割当増資に関する差止仮処分命令申立て事件において、本第三者割当増資を仮に差し止める旨の決定が確定したこと、(ii) 本第三者割当増資の払込期日（平成 26 年 3 月 31 日又は対象者が別に定める日）にノジマから払込みがなされなかったこと、又は(iii) その他本第三者割当増資が実施されないことが確実にになったことのいずれかの条件を充足することを条件として本公開買付けを実施することを決定するとともに、同日付で本応募予定株主との間で本応募契約を締結しました。

また、当社の平成 26 年 3 月 26 日付プレスリリース「当社による株式会社京王ズホールディングス株式発行差止仮処分命令申立てに対する却下決定及びこれに対する即時抗告に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、仙台地方裁判所は、同日、当社が行った本第三者割当増資に関する差止仮処分命令の申立てについて却下決定を行い、当社は、同日、仙台高等裁判所に即時抗告を行いました。

そして、当社の同月 28 日付プレスリリース「当社による株式会社京王ズホールディングス株式発行差止仮処分命令申立てに関する和解成立のお知らせ」で公表しておりますとおり、同日付で対象者との間で、以下の内容の和解（以下「本和解」といいます。）が成立しました。

- ① 対象者は、本第三者割当増資に係る平成 26 年 2 月 28 日付取締役会決議を取り消し、ノジマに対する第三者割当増資を行わないこと
- ② 当社が上記差止仮処分命令の申立てを取り下げること
- ③ 当社は、当社及びその子会社をして、対象者に対して総額 21 億円の融資枠を設定する等の対象者の資金調達に協力すること
- ④ 対象者は、当社が対象者の発行済普通株式に対する公開買付けを行う場合には、直ちに当該公開買付けに賛同の意見表明を行うこと
- ⑤ 当社と対象者は、本公開買付けが成立し当社が対象者の総議決権の過半数を保有した場合には、対象者取締役のうち 3 名を辞任させ、当社が指名する取締役 3 名の選任を目的とする臨時株主総会を招集する旨の取締役会決議を行い、当該臨時株主総会を可能な限り速やかに開催すること
- ⑥ 当社が対象者の総議決権の過半数を保有した場合には、平成 22 年 6 月 30 日に終了した当社及び対象者の間の平成 18 年 11 月 1 日付業務提携に関する合意書が有効であった時点と同等の、携帯電話等の移動体通信機器の販売及び利用契約の取次等に関する受取手数料の引き下げを行わない取引条件に戻すこと
- ⑦ 当社は、対象者の従業員の雇用条件及び人事制度において、本和解成立の日から 1 年間は維持すること
- ⑧ 当社が対象者の総議決権の過半数を保有した場合でも、当面の間は、対象者のプロパーの役職員からも取締役を選任すること
- ⑨ 対象者及び対象者子会社の au ショップに関する事業及びテレマーケティング事業については、独自性及び既存の方針を尊重し、当面の間は光通信グループとの統合を行わないこと

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者においては、多額の資金調達の必要性和対象者の主要事業である移動体通信店舗事業の安定化のために不可欠であると判断し、ノジマに対する本第三者割当増資を含む本提携契約を決定したものの、ノジマが本提携契約の一方的な不履行を宣言したことによって、これらの対象者の目的が達せられなくなる可能性が極めて高まっている状況にあったとされており、このような状況の中、対象者は、当社との間で協議を行い、対象者が本第三者割当増資を含む本提携契約によって求めていた対象者のニーズ（多額の資金調達と移動体通信店舗事業の安定化）を満たす内容にて、当社との間で合意を見ることができ、対象者が必要とする資金調達への協力が得られること、対象者の経営方針を尊重し、対象者の主力事業である移動体通信店舗事業において支援を受け、当社から取締役を受け入れることにより対象者の内部管理体制を再構築し、また、相互の人材交流、人材育成ノウハウ、店舗運営ノウハウの共有等の施策を実施することにより事業の安定化を図ることができると

判断したことから、本和解により和解したとのことです。対象者としては、本和解は、ノジマが本提携契約の不履行を宣言し、払込日が目前に迫った中で、本提携契約によって満たそうとしていた対象者のニーズを満たすものであり、また、本公開買付けの内容についても、公開買付価格として対象者の市場株価に対してプレミアムを付していること等から、和解をすることは合理的であると判断したとのことです。

また、対象者の平成 26 年 3 月 28 日付プレスリリース「株式会社ノジマとの業務資本提携の中止及び第三者割当による新株式発行の中止等並びに株主による新株式発行の差止め仮処分の中立ての取下げによる和解に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会において本第三者割当増資を中止することを決議したとのことです。

上記のとおり対象者が同日付で本第三者割当増資を中止する旨の取締役会決議を行ったことにより本応募契約締結プレスリリースで公表していた本公開買付けを実施することの条件のうち「(iii)その他本第三者割当増資が実施されないことが確実にになったこと」の条件が成就し、当社は、平成 26 年 4 月 7 日、同日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を最終的に決定いたしました。

当社は、下記①のとおり、対象者の経営健全化を実現していくためには、当社が対象者株式を取得し、対象者を当社の連結子会社とすることが必要であると考えております。また、当社は、対象者を当社の連結子会社とすることにより、下記②のとおり、携帯電話等の移動体通信機器の販売に関する取引条件についての解決を図るとともに、光通信グループと対象者グループの取引関係を強化し、対象者における経営の混乱からこれまで十分に発揮されていなかった両社の提携によるシナジー効果を実現させることができると考えております。

① 対象者の経営健全化

光通信グループは、本公開買付けによる対象者株式の取得を通じて、対象者に対し、経営健全化に向けた新たな経営体制への刷新を求める予定です（詳細は下記「イ. 本公開買付け成立後の経営方針」をご参照ください。）。また、光通信グループは、対象者の新たな経営体制の下で経営健全化に向けて、内部統制・コンプライアンス関連部門の人材の派遣や関連システムの提供等を通じて光通信グループにおいて培われた内部統制・コンプライアンス体制の構築・運営・管理に係るノウハウを対象者グループに対して提供する予定です。当社は、これらの結果、対象者において、対象者の経営健全化が達成できるものと判断しております。

② 光通信グループとの取引関係の強化によるシナジー効果の発揮

本公開買付けの成立後、対象者が当社の連結子会社となった場合には、光通信グループは、光通信グループと対象者グループの取引関係を強化し、当社の全国規模の総合的なディストリビューター（販売店・流通業者）としての強みと、地域社会に密着した人材・経営基盤を基礎とする対象者グループの強みの相互活用を推進します。当社は、このような双方の強みの相互活用の結果、以下の各事項においてシナジー効果を発揮することができると考えております。

(i) 移動体通信店舗の運営等に関する協力体制

光通信グループは、携帯電話等の移動体通信機器の一次代理店として、直営又は二次代理店を通じて、ソフトバンクショップ、au ショップ、イーモバイルショップなどの移動体通信店舗を全国で運営しており、全国の各店舗における店舗運営・販売手法等の成功事例をノウハウとして有しております。対象者グループにおいても、光通信グループの二次代理店として、東北地方において 35 店舗のソフトバンクショップを運営しておりますが、これまで、対象者の経営体制の問題から役職員の派遣や、教育研修体制の共有等の関係の強化が進まず、両社の協力体制が十分に構築できておりませんでした。かかる協力体制が整った場合には、光通信グループが有する独自のノウハウ等を対象者に提供することで、対象者グループの移動体通信店舗の収益性を高めることができます。そのほかにも、光通信グループと対象者グループの持つ移動体通信店舗の運営等に係るノウハウを相互に共有・活用することにより、各店舗毎の収益性・効率性を高めることが可能です。

また、上記のとおり、当社子会社と対象者子会社の間における携帯電話等の移動体通信機器の販売に関する取引条件については現在交渉が継続しておりますが、対象者が当社の連結子会社となった場合には、平成 22 年 6 月 30 日に終了した当社及び対象者の間の平成 18 年 11 月 1 日付業務提携に関する合意書が有効であった時点と同等の、携帯電話等の移動体通信機器の販売及び利用契約の取次等に関する受取手数料の引き下げを行わない取引条件に戻す予定です。

(ii) 光通信グループの主力地域販売網化

光通信グループでは、OA 事業や、法人向けの通信・IT 関連のソリューション事業など、対象者が現在手掛けていない事業分野も有しています。これらの分野を含めて、対象者グループを東北地方における光通信グループの主力販売網と位置付けることによって、光通信グループにおいては東北地方における販売力の強化、対象者グループにおいてはその事業の拡大が見込まれます。なお、光通信グループでは、平成 20 年 9 月に、株式会社パイオン（当時、株式会社ネクサス）を連結子会社化し、関西地方における光通信グループの主力販売網と位置付けることによって、両社のシナジーを実現した実績があります。

(iii) 保険コールセンター事業の強化

光通信グループは、保険のテレマーケティング分野において、約 2,000 名のオペレーターを擁し、日本有数のコールセンター事業の規模を有しております。また、対象者グループにおいても、同事業を展開しておりますが、今後は、より密接な提携関係を構築することで、保険募集に係るコンプライアンスに関する光通信のノウハウの提供を通じたコンプライアンス体制の強化のほか、光通信グループの社員の販売ノウハウの提供を通じた営業成績の向上と取引先の拡大が見込まれます。

(iv) 親子ローンの実施による財務体質の改善

当社は、対象者に対し、光通信グループの他の当社子会社に対し提供しているのと同様の金利水準による貸付けを行うことが可能であり、対象者が有している既存の有利子負債と比較して金利を低下させることが可能です。また、当社は、対象者に対して、自ら又はその子会社をして、約 21 億円の融資枠を設定する予定であり、対象者グループが事業資金を必要とする場合には、かかる融資枠に基づく迅速かつ低利な金利での資金調達が可能となります。

以上の理由から、当社は、対象者の経営健全化を進め、対象者の企業価値の毀損によって対象者の株主に損害が生じることを防ぐとともに、対象者が本来有している成長力を活かして企業価値を維持・向上させ、東北地方を基盤とする企業として、真に地域経済・地域社会に貢献できるようにするためには、対象者を当社の連結子会社化することが最善の方策であると判断し、当社として所有割合にして過半数の対象者株式を取得することを企図して本公開買付けを実施することといたしました。

なお、当社は、本公開買付けによって対象者株式の上場廃止は企図していないものの、応募を希望する全ての株主の皆様は株式売却の機会を確保するため、買付予定数の上限は設けておりません。また、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限も設定しておりませんので、本公開買付けにおいては応募株券等の全部の買付け等を行います。

イ. 本公開買付け成立後の経営方針

光通信グループは、本公開買付けが成立し、対象者が当社の連結子会社となった場合には、上記「ア. 本公開買付けの目的及び背景」に記載の経営健全化に向けた対象者の内部統制・コンプライアンス体制の構築・運営・管理の支援及び光通信グループと対象者グループの取引関係の強化によるシナジー効果の発揮に向けた諸施策を実施して参ります。

なお、本公開買付けが成立し、対象者が当社の連結子会社となった場合には、対象者の経営健全化及び企業価値の向上のために対象者の取締役会の過半数の取締役及び監査役を光通信グループから派遣する予定です。なお、当社と対象者は、本和解において、本公開買付けが成立し当社が対象者の総議決権の過半数を保有した場合には、対象者取締役のうち 3 名を辞任させ、当社が指名する取締役 3 名の選任を目的とする臨時株主総会を招集する旨の取締役会決議を行い、当該臨時株主総会を可能な限り速やかに開催する旨の合意を行っており、当社は、本公開買付けが成立した場合には、かかる合意に従って上記臨時株主総会の招集を対象者に要請する予定です。

また、本和解において、当社は、対象者の従業員の雇用条件及び人事制度において、本和解成立の日から 1 年間は維持すること、当社が対象者の総議決権の過半数を保有した場合でも、当面の間は、対象者のプロパーの役職員からも取締役を選任すること、対象者及び対象者子会社の au ショップに関する事業及びテレマーケティング事業については、独自性及び既存の方針を尊重し、当面の間は光通信グループとの統合を行わないことを合意しております。

さらに、上記のとおり、当社子会社と対象者子会社の間における携帯電話等の移動体通信機器の販売に関する取引条件についてはこれまで交渉が継続していましたが、本和解において、対象者が当社の

連結子会社となった場合には、平成 22 年 6 月 30 日に終了した当社及び対象者の間の平成 18 年 11 月 1 日付業務提携に関する合意書が有効であった時点と同等の、携帯電話等の移動体通信機器の販売及び利用契約の取次等に関する受取手数料の引き下げを行わない取引条件に戻すことを合意しております。また、本和解において、当社は、当社及びその子会社をして、対象者に対して総額 21 億円の融資枠を設定する等の対象者の資金調達に協力することも合意しております。

当社は、本公開買付け成立後は、これらの合意に従って、対象者の経営健全化及び光通信グループと対象者グループの取引関係の強化によるシナジー効果の発揮に向けた諸施策を実現する予定です。

(3) 公開買付者における本公開買付価格の決定過程

当社は、本公開買付けの主たる目的が、本応募予定株主から本応募予定株式を取得することにより、対象者を当社の連結子会社とすることであることに鑑み、本公開買付価格については、当社と本応募予定株主との間で協議・交渉を行った結果、両社が合意できる価格をもって本公開買付価格とする方針を採用いたしました。

当社は、対象者の有価証券報告書その他の公表資料に基づく対象者の企業価値の分析、光通信グループと対象者グループの取引関係の強化によって生じるシナジー効果等による対象者の業績向上への期待、対象者株式の過去 6 ヶ月間の市場株価の動向も総合的に勘案のうえ、本応募予定株主との間で協議・交渉を行い、平成 26 年 3 月 26 日に本公開買付価格を 555 円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付価格である 1 株当たり 555 円は、本応募契約締結プレスリリースの公表日の前営業日である平成 26 年 3 月 25 日の東証マザーズにおける対象者株式の終値 334 円に対して 66.17%（小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアムの計算について同じ）、過去 1 ヶ月間（平成 26 年 2 月 26 日から平成 26 年 3 月 25 日まで）の終値の単純平均値 343 円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均株価の計算において同じです。）に対して 61.81%、過去 3 ヶ月間（平成 25 年 12 月 26 日から平成 26 年 3 月 25 日まで）の終値の単純平均値 349 円に対して 59.03%、過去 6 ヶ月間（平成 25 年 9 月 26 日から平成 26 年 3 月 25 日まで）の終値の単純平均値 348 円に対して 59.48%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格である 1 株当たり 555 円は、本日の前営業日である平成 26 年 4 月 4 日の東証マザーズにおける対象者株式の終値 550 円に対して 0.91%のプレミアムを加えた金額です。

なお、当社は、当社が対象者と同種の事業を行っており自社により公開情報を基礎とした対象者の企業価値の分析を行うことができることから、本公開買付価格の決定にあたり第三者の意見の聴取は行っておりません。

(4) 上場廃止となる見込みの有無について

対象者は、本日現在、対象者株式を東証マザーズに上場しております。本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、当社は、原則として対象者株式の上場を維持する方針です。ただし、当社は、全ての株主の皆様に対して株式の売却の機会を確保するため、買付予定数の上限を設定していないことから、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所における有価証券上場規程第 603 条に規定される以下の①から④までの東証マザーズの上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

- ① 上場会社の事業年度の末日における株主数が 400 人未満である場合において、1 年以内に 400 人以上とならないとき
- ② 上場会社の事業年度の末日における流通株式の数（役員、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の 10%以上の株式を所有する株主等を除く株主が所有する株式の数をいいます。以下同じ。）が 2,000 単位未満である場合において、1 年以内に 2,000 単位以上とならないとき
- ③ 上場会社の事業年度の末日における流通株式時価総額（事業年度の末日における売買立会における最終価格に、事業年度の末日における流通株式の数を乗じて得た額をいいます。）が 5 億円未満である場合において、1 年以内に 5 億円以上とならないとき
- ④ 上場会社の事業年度の末日における流通株式の数が上場株券等の数の 5%未満である場合において、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は金融商品取引法（以下「法」といいます。）第 24 条第 1 項に定める期間の末日のうちいずれか早い日までに東京証券取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出しないとき

本公開買付けの結果、対象者株式が上記のような上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は

対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための対応について誠実に協議し、対象者株式の上場維持に向けた方策を実行し、対象者プレスリリースによれば、対象者も同様の意向とのことです。なお、上記方策の具体的な内容や諸条件につき、現在具体的に決定している事項はありません。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、買付予定数の上限を設定することなく、当社において所有割合にして過半数の対象者株式を所有することを企図して本公開買付けを実施しますが、当社において対象者株式全てを取得すること又は対象者株式の上場廃止は企図しておりません。

したがって、本公開買付けの結果、当社において所有割合にして過半数の対象者株式を所有することとなった場合には、原則として対象者株式の追加取得を行う予定はありません。また、本公開買付けの結果、当社において所有割合にして過半数の対象者株式を所有することができなかった場合には、本公開買付け後に対象者の株式を追加取得するか否かは、現時点では未定であり、本公開買付けの結果等を踏まえて、改めて検討する予定です。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、本応募予定株主との間で、平成 26 年 3 月 26 日付で本応募契約を締結しました。本応募契約において、当社は、本応募予定株主との間で、本応募予定株主は本公開買付けの開始後 1 週間以内に本応募予定株式を本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨を合意しております。なお、本応募契約では、当社による本公開買付けの実施以外に本公開買付けへの応募に関する前提条件は定められておりません。

なお、本応募予定株主によれば、本応募予定株式のうち、佐々木氏が所有する対象者株式 850,500 株については、本質権が設定されており、本質権が解除されるまでは、本公開買付けに応募できない状況にあるとのことです。本応募契約において本応募予定株主が所有する対象者株式に担保権が付されている場合には担保権を抹消することが義務付けられており、佐々木氏は、本公開買付けが開始された場合、本質権に係る被担保債務を弁済することにより本質権を解除し、本公開買付けに応募する予定とのことです。また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の平成 26 年 3 月 13 日付「特別損失の計上に関するお知らせ」で公表しているとおり、ES ワン所有の対象者株式に対する質権設定手続をすすめる必要があります。その法的措置の一環として、ES ワンが所有する対象者株式について、平成 26 年 3 月 13 日付で処分禁止の仮処分命令を申立て、同月 25 日付でかかる仮処分決定を得ていることから、当該仮処分決定が存在する状況では、ES ワンは本公開買付けに応募できない状況にあるとのことです。なお、当社は本応募契約を締結する時点においては、当該申立及び仮処分決定の事実を認識していませんでした。対象者プレスリリースによれば、対象者の方針としては、本公開買付けに賛同するという方針に伴い、本応募予定株主と協議を行い、当該仮処分命令申立ての取下げに向けすすめていきたいと考えており、対応を実施した際には、必要事項について速やかに開示する予定とのことです。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

(平成 26 年 4 月 7 日現在)

(1) 名 称	株式会社京王ズホールディングス
(2) 所 在 地	宮城県仙台市青葉区中央二丁目 2 番 10 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 横江 実
(4) 事 業 内 容	移動体通信店舗事業、テレマーケティング事業、不動産賃貸事業、医療・介護事業
(5) 資 本 金	1,199,086 千円
(6) 設 立 年 月 日	平成 5 年 12 月
(7) 大株主及び持株比率 (注)	株式会社光通信 22.48 % 佐々木 英 輔 15.15 % 株式会社 E・S ワン 12.39 % イシイ株式会社 2.41 % 青 野 雅 巳 0.71 % 川 島 則 道 0.66 % 長 谷 川 聡 0.61 % 間 嶋 さやか 0.57 % 佐々木 円 0.53 %

	松 浦 繁	0.41 %
(8) 上場会社と対象者の関係	資 本 関 係	当社は、対象者の普通株式 1,262,000 株（所有割合：22.96%）を所有しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	当社と対象者の間には取引関係はありません。なお、当社の子会社であるテレコムサービス株式会社と対象者の子会社である株式会社京王ズコミュニケーションの間においては携帯電話販売事業における販売委託等を行っております。
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社がその議決権の 22.96%を有する関連会社です。

(注) 対象者有価証券報告書に記載された大株主及び持株比率に、当社が平成25年11月1日以降に実施した対象者株式の市場取得及び当社が本応募予定株主から聴取した本応募予定株主が平成25年11月1日以降に実施した対象者株式の処分を反映しております。

(2) 日程等

① 日程

取 締 役 会 決 議	平成 26 年 4 月 7 日（月曜日）
公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成 26 年 4 月 8 日（火曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	平成 26 年 4 月 8 日（火曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成26年 4 月 8 日（火曜日）から平成26年 5 月22日（木曜日）まで（30営業日）

なお、本応募契約締結プレスリリースにおいては本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を20営業日としておりましたが、本応募契約締結プレスリリースの公表後、上記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおりESワンが保有する対象者株式について、対象者より処分禁止の仮処分命令が申し立てられ、かかる仮処分が決定したことが判明したことから、対象者とESワンの間における当該対象者株式を本公開買付けに応募するための協議・交渉期間（対象者プレスリリースによれば、対象者は、本応募予定株主と協議を行い、当該仮処分命令申立ての取下げに向けすすめていきたいと考えているとのことです。）を設け、また、当該対象者株式が本公開買付けに応募されない可能性が生じたことから本公開買付けにより多くの対象者の株主の皆様に応募いただくべく、公開買付期間を30営業日とすることといたしました。

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金555円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

買付け等の価格の算定根拠等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 公開買付者における本公開買付価格の決定過程」をご参照ください。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,234,100 株	— 株	— 株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対

象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者有価証券報告書に記載された平成25年10月31日現在の対象者の発行済株式総数（5,614,600株）から同有価証券報告書に記載された平成25年10月31日現在の対象者の所有する自己株式数（118,500株）及び本日現在当社が所有している対象者株式の数（1,262,000株）を控除した数になります。

（注2）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（6） 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	12,620 個	（買付け等前における株券等所有割合 22.96%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	（買付け等前における株券等所有割合 0.00%）
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	54,961 個	（買付け等後における株券等所有割合 100.00%）
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	（買付け等後における株券等所有割合 0.00%）
対象者の総株主等の議決権の数	54,961 個	

（注1）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「府令」といいます。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）が所有する株式は除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、各特別関係者の所有株券等（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、0個としております。

（注2）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておらず、かつ、対象者の発行する全ての株式（ただし、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、対象者有価証券報告書に記載された平成25年10月31日現在の対象者の発行済株式総数（5,614,600株）から同有価証券報告書に記載された平成25年10月31日現在の対象者の所有する自己株式数（118,500株）を控除した株式数（5,496,100株）に係る議決権の数を記載しております。

（注3）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者有価証券報告書に記載された平成25年10月31日現在の総株主の議決権の数です。

（注4）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（7） 買付代金 2,349,925,500 円

（8） 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者の名称及び本店の所在地
株式会社SBI証券 東京都港区六本木1丁目6番1号

② 決済の開始日
平成26年5月29日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。買付け等は、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（9） その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びマないしツ、第3号イないしチ及びヌ、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（注）未満と見込まれるものを除きます。）を行うことについて決定をした場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（注）未満と見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合にも、令第14条第1項第1号ツに定める「イからソまでに掲げる事実為準る事実」として、本公開買付けの撤回などを行うことがあります。また、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（注）総額262,518,900円。なお、この場合、一株当たりの金額（対象者有価証券報告書に記載された平成25年10月31日現在の発行済株式総数（5,614,600株）から同有価証券報告書に記載された平成26年10月31日現在の対象者の所有する自己株式数（118,500株）を控除した数（5,496,100株）を分母として、1円未満の端数を切り上げて計算しております。）は48円となります。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合には、公開買付期間の末日の午後3時までに、公開買付代理人のカスタマーサービスセンター（電話番号：0120-104-214 携帯電話・PHSからは03-5562-7530）までご連絡頂き、解除手続を行ってください。

また、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店経由（対面取引口座）で応募された契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の午後3時までに、下記に指定する者の本店又は営業所、下記に指定する者の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店に公開買付応募申込受付票（交付されている場合）を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店に対し、公開買付期間の末日の午後3時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

（その他の株式会社SBI証券の営業所、又は株式会社SBI証券の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店）

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載の内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成26年4月8日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年4月7日、対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することも併せて決議したとのことです。かかる取締役会決議の詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」をご参照ください。

また、当社は、対象者との間で、平成26年3月28日付で本第三者割当増資に関する本和解を行っております。本和解の詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「ア 本公開買付けの目的及び背景」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以上

(参考) 当社平成 26 年 3 月期連結業績予想及び平成 25 年 3 月期連結実績
(連結業績予想は平成 26 年 2 月 12 日公表)

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
平成 26 年 3 月期 連結業績予想	540,000	32,000	36,500	26,500
平成 25 年 3 月期 連結実績	500,312	24,594	27,186	16,887